

第 23 回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時 令和 3 年 5 月 24 日 (月) 15 : 30 ~

2 場 所 県庁本庁舎 2 階 第 2 応接室

3 議 題

(1) 県内の感染状況について (健康政策部)

(2) 県の対応方針について (危機管理部)

(3) 「高知県営業時間短縮要請協力金」について (商工労働部)

(4) G o T o E a t 事業について (産業振興推進部)

(5) 観光需要喚起策の一時休止について (観光振興部)

(6) 各部の報告事項について (関係部のみ)

(7) 知事からの指示事項 (知事)

(8) 県民の皆さまへのメッセージ (知事)

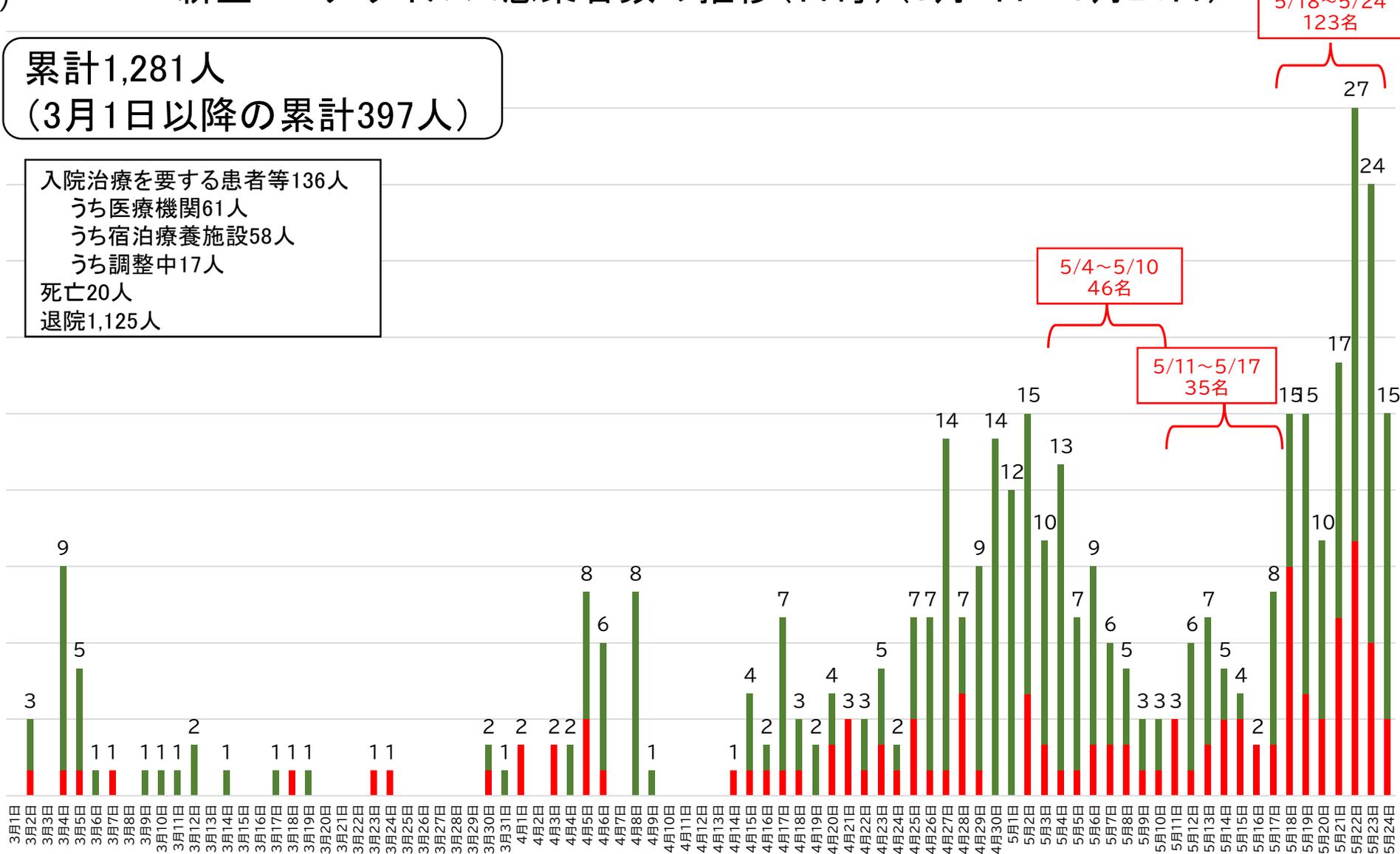
新型コロナウイルス感染者数の推移(日毎)(3月1日～5月24日)

(人)

累計1,281人
(3月1日以降の累計397人)

入院治療を要する患者等136人
うち医療機関61人
うち宿泊療養施設58人
うち調整中17人
死亡20人
退院1,125人

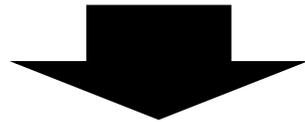
5/18～5/24
123名



報道発表日
■リンク無 ■リンク有

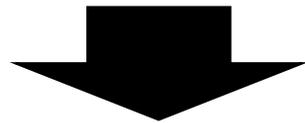
新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

5/4～5/10 ⇒ 46名



0.8倍

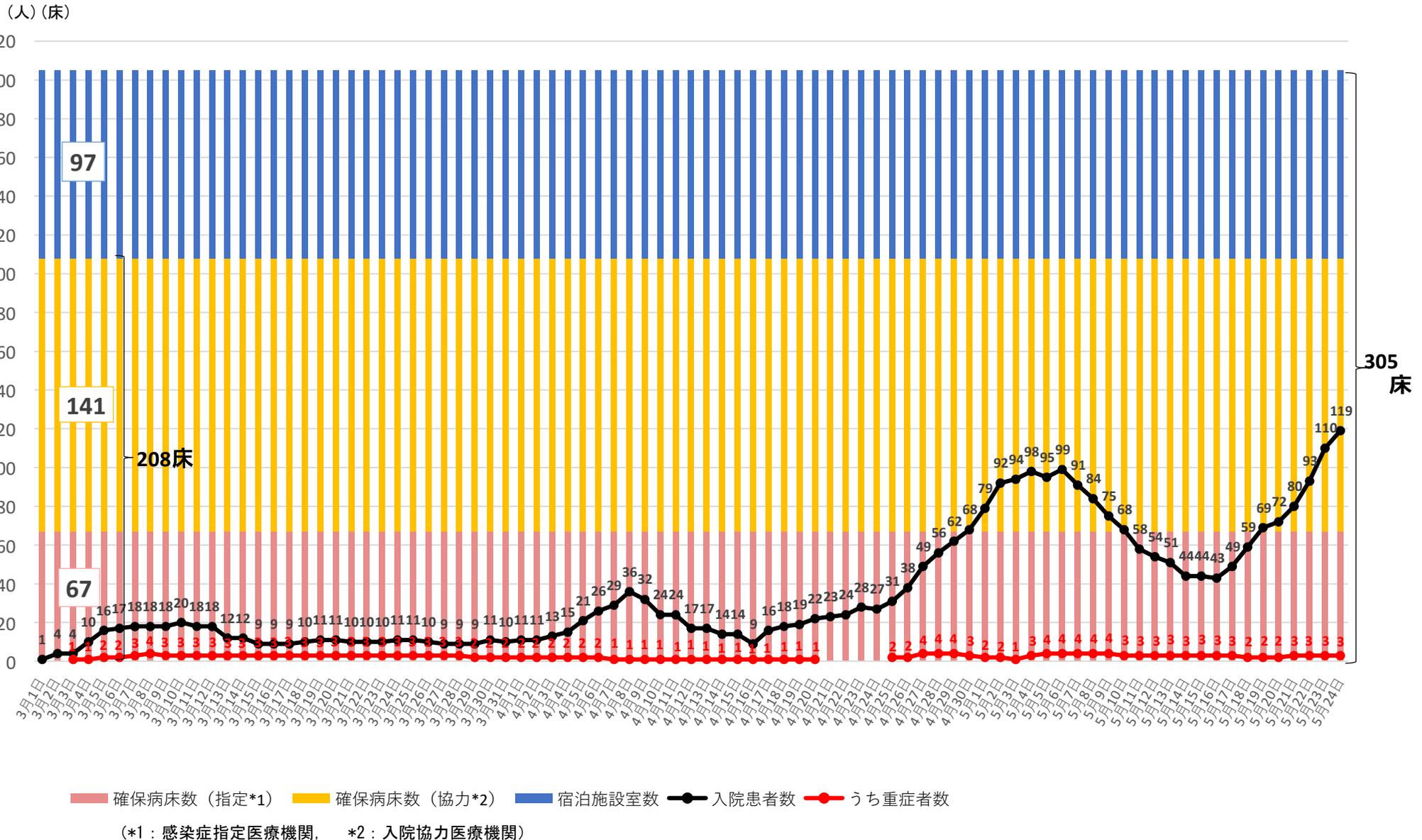
5/11～5/17 ⇒ 35名



3.5倍

5/18～5/24 ⇒ 123名

入院患者数と確保病床数の推移(宿泊療養含む)(3月1日~5月24日)



県内発生事例(918例目～1281例目)の大まかな傾向と必要な対策

- ◆ 4月1日から5月24日までに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者(364人)について大まかな傾向を分析。
- ◆ 各事例のキーワードから大まかな傾向を把握し、各々に対する対策を検証

大まかな傾向(キーワード)				必要な対策
	4/1～5/10	5/11～5/24	割合 増加率	
職場・サークル活動	約5人(2.4%)	約15人(9.1%)	3.8倍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い・咳エチケットの徹底 ・ 3密(密閉・密集・密接)の回避
家庭	約50人(23.8%)	約35人(21.2%)	0.9倍	
県外往来	約10人(4.8%)	約10人(6.1%)	1.3倍	
感染経路不明	約45人(21.4%)	約50人(30.3%)	1.4倍	
飲食	約20人(9.5%)	約40人(24.2%)	2.5倍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛沫感染の防止 ・ ガイドラインを遵守している飲食店の利用
クラスター (学校、高齢者施設等)	約80人(38.1%)	約15人(9.1%)	0.2倍	
合計	約210人	約165人		

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。重複計上のため、合計は患者数と合致しない。

高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安

判断指標		県の状況（5月24日現在）	
		対判断指標	総合判断
①全療養者数	特別警戒（赤）：140人以上 非常事態（紫）：210人以上	136人	特別警戒
②最大確保病床の占有率 （(入院患者数+調整中患者数)/208）	感染観察（緑）：10%未満 注意（黄）：10%未満 警戒（オレンジ）：10%以上 特別警戒（赤）：20%以上 非常事態（紫）：50%以上	37.5% (78/208) うち重症用即応病床の占有率：12.5% (3/24)	
③入院率 （入院患者数/全療養者） ※療養者数が70人以上の場合に適用	特別警戒（赤）：40%以下 非常事態（紫）：25%以下	44.9% (61/136)	
④直近7日間の新規感染者数	感染観察（緑）：0～3人 注意（黄）：4人以上 警戒（オレンジ）：14人以上 特別警戒（赤）：105人以上 非常事態（紫）：175人以上	5/18～5/24 全数:123人 (うち感染経路不明数:42人) ※前週（5/11～5/17）：35人	
⑤感染経路不明割合 （直近7日間）	特別警戒（赤）：50% 非常事態（紫）：50%	5/18～5/24：34.1% (42/123)	
⑥PCR陽性率 （先週1週間）	特別警戒（赤）：5% 非常事態（紫）：10%	5/17～5/23 7.1% (116/1624) (衛生環境研究所以外の検査を含む)	

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和3年5月24日時点)

判断指標 ※1	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	特別警戒 (赤)	非常事態 (紫)
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1～2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 				
	国の分科会のステージ区分	Ⅰ 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	Ⅳ 爆発的拡大
	外出	「3密」の徹底回避		ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮を	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)			開催・参加の再検討	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設		開館		屋内施設の休館を検討	休館
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒：140人以上)、②最大確保病床の占有率、③入院率、④直近7日間の新規感染者数、⑤感染経路不明割合 (特別警戒：50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒：5%以上) の6つの指標や入院中の重症者数等も考慮し、ステージを総合的に判断する。
また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い 1/2

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和3年5月24日時点）

○営業時間短縮の協力要請

実施期間：令和3年5月26日（水）～6月8日（火）（14日間）

休業時間：午後8時～翌午前5時は休業

対象地域：高知市、四万十市

対象施設：①**飲食店** 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

②**旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）

③**カラオケボックス、ライブハウス**

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い 2/2

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和3年5月24日時点）

5月24日からのお願い（6月8日まで）

○県内では、より感染力が強いとされる変異株が感染の主流となっています。

これまで以上に基本的な感染防止策の徹底をお願いします。

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) 特に屋内でのスポーツの場などにおいては、更衣室等を含めた十分な換気や手指消毒、共用部分の消毒などをこまめに行ってください。
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いいたします。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店やスポーツ施設の管理者の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。

1 外出について 外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

5月26日から6月8日まで、高知市及び四万十市の飲食店等に午後8時までの営業時間短縮の要請を行います。
高知市及び四万十市の飲食店等においては、午後8時以降の利用を控えていただくようお願いいたします。

2 他県との往来について

- (1) 「**緊急事態宣言の対象地域**」及び「**まん延防止等重点措置の対象地域**」との往来は**必要最小限**とし、その際はマスクの着用や3密回避等の**感染防止対策を徹底**してください（**6月20日まで**）。
- (2) 旅行の際は、感染状況が落ち着いた地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむようにしてください。
- (3) 他県へ移動する際は、**会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。**
- (4) そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
- (5) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

3 会食について 以下の点に注意のうえでお楽しみください。

- (1) 最近の県内の感染傾向を踏まえ、**会食については、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」**にしてくださいようお願いいたします。
- (2) **会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。**
- (3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

4 イベント等について 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- (1) 人数の上限
・大声での歓声や声援等が想定されないイベント等（クラシック音楽コンサート、式典、展示会等）：収容率 100%
・大声での歓声や声援等が想定されるイベント等（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）：収容率 50%
（5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設けなくてもよい。その場合、収容率が50%を超えても可。）
- (2) 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談してください。

5 県立施設について 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

高知県営業時間短縮要請協力金の概要

○県内における新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえ、**高知市及び四万十市において**、
5月26日から6月8日までの間、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請
⇒ **協力をいただける事業者には、下記Ⅱの協力金を支給**

Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：5月26日～6月8日（対象地域：高知市、四万十市）

営業時間短縮の要請の対象施設

（要請の対象施設は前回（12/16～1/11）と同じ）

*休業時間 午後8時～翌午前5時は休業

①飲食店

例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、
料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

②旅館、ホテル（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

③カラオケボックス、ライブハウス

※なお、午後8時を超えて営業している①～③の施設で
感染防止のため、営業時間の短縮でなく休業する場合も協力金の対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、

**要請期間中（5月26日から6月8日まで）に、
営業時間短縮に協力をいただける事業者**

1店舗（事業所）あたり最大35万円～105万円

（ただし、大企業等の場合は、最大280万円まで可能）

※中小企業は売上高に応じて、1日あたり2.5万円～7.5万円（前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3）
大企業等は1日あたり①20万円 又は ②前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額

2. 予算額

14.3億円（事務費含む） ※5月25日専決予定

3. 支給スケジュール等（予定）

- ①電話相談窓口の設置 5月28日
- ②申請受付開始 5月31日
- ③協力金の支給開始 6月中旬から(できる限り速やかに)
- ④申請受付終了 令和3年7月12日(消印有効)

Go To Eat事業について

(農林水産省へ要請)

県内全域で
販売済みの食事券や付与されている
ポイントの利用自粛

(登録飲食店が実施する宅配、テイクアウトを除く)

令和3年

令和3年

利用自粛期間：5月26日（水）～6月8日（火）

食事券の利用期限を

6月30日（水）→7月14日（水）に延長

※ 販売については、予定どおり5月31日（月）まで

新型コロナウイルス感染状況のステージ引き上げにともなう 観光需要喚起策の一時休止について

観光振興部

○高知観光トク割キャンペーン

- ・県内の感染状況が国の分科会の示すステージⅢ相当以上となるため、5月25日からキャンペーンを一時休止します。
- ・5月25日以降の予約は、キャンペーンの対象外とし、割引及び「おもてなしクーポン」の配布を行いません。
※5月24日以前の予約については、キャンペーンの対象としますが、「おもてなしクーポン」について、飲食店での利用は自粛をお願いします。

○高知観光リカバリーキャンペーン

- ・「高知観光トク割キャンペーン」の一時休止にともない、5月25日からキャンペーンを一時休止します。
- ・5月25日以降の予約は、キャンペーンの対象外とし、交通費用助成を行いません。

各 所 属 長 様

総 務 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための休憩時間の変更について（通知）

このことについて、「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安」におけるステージ（以下「ステージ」という。）が「特別警戒（赤）」に引き上げられたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、休憩時間における飲食店（庁舎内の食堂を含む。）、売店、エレベーター等の混雑を避けるため、下記のとおり、ステージが「特別警戒（赤）」又は「非常事態（紫）」の間は、休憩時間を変更することができるものとして取り扱うこととします。

つきましては、各所属において、職員に周知するとともに、休憩時間を変更している職員がいる旨を明示し、県民の皆さまに誤解を与えないよう適切な運用をお願いします。

記

1 休憩時間の変更について

(1) 対象職員

職員（会計年度任用職員を含む。）のうち休憩時間中の混雑を避けるために休憩時間の変更を希望する者

(2) 実施期間

令和 3 年 5 月 25 日からステージが「特別警戒（赤）」又は「非常事態（紫）」の間（県外事務所にあっては、所属長が上記に準ずるものとして必要と認める期間（知事への協議が必要（規程上）であるため、個別に行政管理課へ相談すること。）

(3) 休憩時間の変更手続きについて

ア 職員が次のいずれかの区分の休憩時間に変更することを希望するときは、別紙「休憩時間の変更管理簿」（以下「変更管理簿」という。）に必要事項を記載し、原則として休憩時間の変更を希望する日の前日までに所属長に申し出ること。

なお、次のいずれかの区分の休憩時間にする期間の単位は、1 日単位とすることができること。

区分	休憩時間	休憩時間の短縮を利用している職員
休憩 1	11:30～12:30	11:45～12:30
休憩 2	12:30～13:30	12:45～13:30
休憩 3	13:00～14:00	13:15～14:00

イ 所属長は、職員から変更管理簿の提出があり、公務の運営に支障がないと認める場合は、変更管理簿に記名し、当該申出のと通りの休憩時間とすること。

ウ 所属長は、公務の運営に支障があると認め、申出のと通りの休憩時間にできないときは、申出をした職員に、その理由を明示すること。

エ 本通知による休憩時間の運用に当たっては、公務の運営に支障がないよう 11 時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 14 時までの時間に勤務している職員が、所属内に全くいない状況とならないように配慮すること。

オ 所属長は適切に勤務時間管理を行うとともに、行動予定表等を利用して、対象職員が休憩時間を変更していることを所属内に周知すること。

(4) 休暇を取得する場合の取扱いについて

休憩時間を変更した後、12:00 から 13:00 までの時間帯に年次有給休暇等を取得する場合、勤務実績管理システムでは当該時間帯の入力ができないため、便宜上、システムには、同時間の前後の取得時間に見合う時間帯を入力するとともに、備考欄に休憩時間の区分及び実際に休暇を取得する時間帯を入力すること（入力方法を参照）。

(5) その他

休憩時間を変更した職員が、所定の勤務時間中（12 時までと 13 時から）に執務室で食事をとる場合は、来庁者や執務中の職員に配慮すること。